

第7回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年7月25日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和7年7月25日(金) 午後2時00分～午後2時47分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(14人) 会長:16番 興野 礼子 職務代理者:8番 黒須 明 委員:1番 大窪 克美、3番 中村 東、5番 川上 恵、6番 小口 久男、7番 荒井 喜代子、9番 奥畑 智子、10番 小池 進、12番 田澤 稔、13番 滝 薫、14番 大森 浩之、15番 石川 翔平、18番 大野 悟</p> <p>4. 欠席委員(3人) 4番 堀江 恒夫、11番 檜山 徳夫、19番 大野 覚文</p> <p>5. 出席推進委員(3人) 6番 齋藤 徳一、13番 大谷 頼正、17番 小池 秀俊</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案(第6号)に係る意見聴取について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 小口 正一、局長補佐 中山 崇、主査 大橋 伴美、主事 高橋 凌介</p>	
<p>事務局長(小口)</p>	<p>ただいまから令和7年第7回総会を開会いたします。まずは、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長(興野)</p>	<p>< 開会前のあいさつ ></p>
<p>事務局長(小口)</p>	<p>本日は、4番 堀江 恒夫 委員、11番 檜山 徳夫 委員、19番 大野 覚文 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、17名中14名で定足数である過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長をお願いいたします。</p>
<p>会長(興野)</p>	<p>直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局長(小口)</p>	<p>< 議事日程の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>経過報告をお願いします。</p>

<p>事務局長（小口）</p>	<p>< 経過報告を朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>< 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議事録署名委員は 18番 大野 悟 委員、1番 大窪 克美 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と、大橋 伴美 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局（大橋）</p>	<p>< 議案第1号 議案書の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、19番 大野 覚文 委員欠席のため18番 大野 悟 委員が代読。整理番号2番、10番 小池 進 委員。整理番号3番、19番 大野 覚文 委員欠席のため18番 大野 悟 委員が代読。</p>
<p>18番 大野 悟 委員</p>	<p>7月18日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、梨。農業従事年数及び農業形態、約39年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、スピードスプレヤー1台。取得地への通作距離、約1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田166a、畑254a、計420a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>10番 小池 進 委員</p>	<p>7月20日、社宅（隣接地、受人の経営会社が所有）に住む●●●さん立ち会いの元、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。●●●さんは都合が悪かったため、事前に電話で聞き取りをしました。●●●さんによると、渡人から「買って欲しくないか」との相談を受け、社宅に住む人で畑仕事が好きな人（●●●さん）がいることから、今回の申請に至ったそうです。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の</p>

<p>(10番 小池進 委員)</p>	<p>関係、第三者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約10年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、耕運機1台。取得地への通作距離、約25.6km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田179a、畑29a、計208aを茂木町で所有。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>18番 大野 悟 委員</p>	<p>7月18日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第三者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜、梨。農業従事年数及び農業形態、約20年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター5台、田植機2台、コンバイン2台、スピードスプレヤー2台。取得地への通作距離、約0.3km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田1,039a、畑242a、計1,281a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。この案件は、今年3月に申請し4月総会で許可となった案件に申請漏れが1筆あったことが判明したため、今回の申請に至ったものです。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。</p>
<p>17番 小池秀俊 推進委員</p>	<p>(整理番号2番について) 特に問題ないと思います。</p> <p>< 他に意見なし ></p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>< 質疑・異議なし ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>

<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局（大橋）</p>	<p>< 議案第2号 議案書の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、18番 大野 悟 委員。整理番号2・3番、13番 滝 薫 委員。</p>
<p>18番 大野 悟 委員</p>	<p>7月23日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで宅地・雑種地、西が畑、南が畑、北が道を挟んで雑種地。同意書、あり。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、699㎡、うちフェンス内約560㎡。転用面積、699㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。12年で黒字見込む。売電単価、税抜11.0円。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル126枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー10基。発電出力49.5kW、最大出力74.97kW、年間発電量約8万1千kWh。周囲にフェンス設置。入口、北側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和7年10月1日から令和7年11月30日まで。その他 他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和7年6月13日。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>13番 滝 薫 委員</p>	<p>7月23日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道・青地を挟んで雑種地、西が雑種地、南が田、北が道を挟んで宅地・山林・畑。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。権利の移</p>

(13番 滝 薫 委員)

転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,106.20㎡、うちフェンス内約999㎡、雑種地857.20㎡。転用面積、249㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。設備設置後は発電所を関連会社である●●●株式会社へ売却し(確約書あり)、●●●株式会社が●●●株式会社へ売電する予定であり、黒字になる見込み時期及び売電単価は未定。構造等、パネル168枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー10基。発電出力49.5kW、最大出力99.12kW、年間発電量約10万5千kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、●●●株式会社が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和7年12月1日から令和8年2月1日まで。その他、他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和6年6月13日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

7月23日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号3及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●株式会社 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が道・青地を挟んで雑種地、西が青地・水路を挟んで原野、南が道を挟んで田、北が雑種地・田。同意書、なし。隣接農地は申請者所有。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。総事業面積、1,318㎡、うちフェンス内約915㎡。転用面積、1,318㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。フェンス内面積が1,000㎡未満のため、土地利用に関する市との事前協議対象外。非FIT事業。設備設置後は発電所を関連会社である●●●株式会社へ売却し(確約書あり)、●●●株式会社が●●●株式会社へ売電する予定であり、黒字になる見込み時期及び売電単価は未定。構造等、パネル168枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー10基。発電出力49.5kW、最大出力99.12kW、年間発電量約10万5千kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、●●●株式会社が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、関連会社である株式会社●●●(相関図あり)が費用を負担する予定であり、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和7年8月1日から令和8年9月30日まで。その他、他法令等との関係等、非FIT事業のため経済産業省のFIT認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和6年11月19日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
13番 大谷頼正 推進委員	(整理番号1番について) 現地調査をしたところ、特に問題ありませんでした。
6番 齋藤徳一 推進委員	(整理番号2・3番について) 特に問題ないと思います。
議長	●●●地区担当 8番 黒須 明 委員、何かありますか。
8番 黒須 明 委員	現地調査をしたところ、申請地の隣に農地がありますが、同意書があるので問題ないと思います。
議長	●●●地区担当 1番 大窪 克美 委員、何かありますか。
1番 大窪 克美 委員	整理番号2・3番は隣り合う農地で、先程の報告にありましたとおり雨水を敷地内自然浸透させるので、西側にある鉄工所に流れ込んでしまうのではないかと心配でしたが、株式会社●●●、●●●株式会社が両社とも南側の沢に流れ込むよう工事を行うということでしたので、問題ないと思います。
議長	これより質疑に入ります。
3番 中村 東 委員	整理番号3番では、受人の●●●株式会社ではなく関連会社である株式会社●●●が費用を負担する予定となっておりますが、それならどうして整理番号2番のように株式会社●●●が受人にならなかったのでしょうか。
事務局 (中山)	太陽光発電設備の設置については、隣接地において同一事業者が別系統の設備を設置することができないため、整理番号3番は関連会社が受人となっております。
12番 田澤 稔 委員	今までの太陽光発電設備設置に係る案件では必ず売電単価や黒字になる見込み時期の記載がありましたが、今回の整理番号2・3番についてはどちらも未定となっているので、事業として成立するのか、許可してよいか引掛かります。農業委員会としてそこまで踏み込むべきなのかどうか、十分な理解が必要ではないかと思えます。
事務局 (中山)	売電単価や黒字になる見込み時期は、情報としてはあるといいですが、ないからといって許可要件を満たさないということではありません。大体の案件においては20年間のシミュレーション資料が添付されていますが、今回の案件は、受人が設備を設置し、別会社が売電するという内容ですので、受人にはシミュレーション資料が作成できないため、未記載

(事務局 (中山))	となっております。
議長	< 他に質疑・異議なし > ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、その他異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第4 議案第3号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案(第6号)に係る意見聴取について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局 (大橋)	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局 (中山)	議案第3号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案(第6号)に係る意見聴取について」ご説明いたします。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、「農地中間管理権の設定」について、市から農業委員会に意見聴取の依頼があったものです。今回依頼のあった、農用地利用集積等促進計画案(第6号)については、【地域計画区域外】新規2件、農地中間管理権の設定を受ける者1名、農地中間管理権の設定をする者2名です。設定面積は、7,470㎡です。令和7年度累計は、84,748㎡です。権利設定の内容等は、資料のとおりです。なお、本案は、令和7年8月29日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 < 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第3号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案(第6号)に係る意見聴取について」 は、異議等がないようですので、「意見なし」として回答することに、ご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

議長 異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第6号）に係る意見聴取について」 は、「意見なし」として回答することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。

（ 午後 2時 47分 ）

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年7月25日

議 長

18 番

1 番